

令和5年5月

保護者各位

沖縄県立北谷高等学校  
校長 金城 優子

## 5類移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策及び対応について

平素より、本校の教育活動にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

みだしのことについて、令和5年4月28日付教保第171号及び教保第172号にて沖縄県教育委員会教育長から、5類移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策と対応について通知があります。

生徒が安心して充実した学習活動・学校生活を行うことができるよう、本校では、下記のとおり対応してまいりますので、保護者の皆様のご理解とご協力をお願いします。

### 記

#### 1. 生徒自身に新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応

(1) 発症日を0日とし、発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまでは、出席停止として取り扱います。

例) 3日目解熱の場合：6日目に登校可

5日目発熱継続で6日目解熱の場合：8日目に登校可

※「症状が軽快」とは解熱剤を使用せず解熱し、咳などの症状が改善傾向にあることを指す（陰性証明等不要）。

(2) 出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、周囲に感染させる可能性があることから、マスクを着用やハイリスク者への接触を控えるなどの配慮をお願いします。

#### 2. 「濃厚接触者」の取扱い及び生徒の家族が罹患した場合の対応

5類感染症に移行することに伴い、保健所から「濃厚接触者」としての特定は行われないことや行動制限及びその協力要請が行われないこと等を踏まえ以下のとおりとします。

○同居している家族が新型コロナウイルス感染症に感染した生徒

○学校で陽性者と接触があった生徒のうち、感染対策を行わずに飲食を共にした生徒

であっても、新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていない生徒については、直ちに出席停止の対象とはなりません（登校可能となります）。

※ 周囲への配慮の理由で、学校を休む場合は、届出欠席とします

### 3. 生徒自身に発熱や咽頭痛、咳等の症状がある場合の対応

発熱や咽頭痛、咳等の症状がある場合には、自宅で休養することが重要であり、無理をして登校しないようにして下さい。学校で上記症状が見られる場合は安全に帰宅させ、症状がなくなるまでは自宅で休養するよう指導します。その際の出席の取扱いは、届出欠席となりますが、新型コロナウイルス感染症の感染が確認された場合は出席停止の扱いとなります。

### 4. 感染不安による欠席について

感染不安により学校を休む場合は届出欠席としますが、同居家族や生徒本人に基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高いといった合理的な理由があると校長が認めた場合は、出席停止として取り扱います。

### 5. 今後の学校における感染症対策について

- (1) 生徒・職員ともに、体温や体調等を各自、毎日チェックし自己管理を行います。
- (2) 基本的な感染対策を徹底（手洗い、換気、咳エチケット等）します。

※ 今後も、感染流行時には、国・県の方針に沿って、一時的に活動場面に応じた対策を講じる場合もあります。

※ 学校行事等は、その都度、適切な感染症対策を行いながら実施します。

#### 【関連資料】文部科学省

「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（2023.5.8）」

「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルス感染が確認された場合の  
対応のガイドライン（令和5年5月改訂版）」